

決算(令和6年度) 健全化判断比率等の状況

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について、お知らせします。

1 概要

本市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率等は、すべての指標において国が定める基準未満となっています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっています。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

① 実質赤字比率

(普通会計の赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標)

※普通会計 一般会計

② 連結実質赤字比率

(全会計(普通会計と公営事業会計をあわせた会計)の赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標)

③ 実質公債費比率

(普通会計、公営事業会計、一部事務組合の借入金の返済額等に充当した市税等の一般財源が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標)

④ 将来負担比率

(市が将来負担する必要がある実質的な負債額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるのかを示す指標)

※ 標準財政規模 その年度に収入された市税、国からの譲与税・交付金・普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の総額

3 健全化判断比率の状況

(単位: %)

項 目	年 度	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	令和6年度	－ (赤字なし)	13. 18	20. 00
	令和5年度	－ (赤字なし)	13. 21	20. 00
② 連結実質赤字比率	令和6年度	－ (赤字なし)	18. 18	30. 00
	令和5年度	－ (赤字なし)	18. 21	30. 00
③ 実質公債費比率	令和6年度	4. 6	25. 0	35. 0
	令和5年度	3. 8	25. 0	35. 0
④ 将来負担比率	令和6年度	－	350. 0	
	令和5年度	－	350. 0	

※対前年度比 ③実質公債費比率は0. 8%増

4 資金不足比率

公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのぐらいの割合であるのかを示す指標をいいます。

5 資金不足比率の状況

(単位: %)

公営企業会計名	年度	地方公営企業法	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	令和6年度	適 用	－ (資金不足なし)	20. 0
	令和5年度	適 用	－ (資金不足なし)	20. 0

《問合せ先》 総務部 財務課 経営グループ

TEL:0879-26-1215